

# 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年9月5日(月)午後1時25分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
2番	山口吉広
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
13番	林勉
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 会議録署名委員

1番	村田正己
4番	上田幸子

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	藪 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

6. 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について(4条許可)
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(5条許可)
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転)
報告第1号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について(賃貸借契約合意解約)

7. 会議の経過

(事務局長)

皆さまこんにちは。定刻の時間はまだなんですが、皆さまお揃いになりましたので、令和4年第9回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立をしております。

また、さる8月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略いたします。

1番 村田委員

2番 山口委員

8番 内田裕夫職務代理者

17番 内田孝司委員

です。事務局2名と建設課1名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)	1件
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について(4条許可)	1件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(5条許可)	1件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)	22件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転)	2件

(会長)

報告第1号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解  
約の通知について(賃貸借合意解約) 1件

よろしくお願いをいたします。それでは、議事に入る前に、  
本日の議事録の署名委員を指名をいたします。1番の村田委  
員、4番の上田幸子委員。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、順次、議題のほうを進めてまいります。議案第1  
号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議  
題といたします。

それでは第1号について、現地調査の報告を調査委員からお  
願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号32の案件につきまして、現地調査の報  
告をさせていただきます。

本該当地については、特に問題のないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号32につきまして、事務局  
から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号32について議案書1ページ  
をご覧ください。内容については記載のとおりです。この案件は、  
同じ経営体の中で持分を譲渡される案件になります。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしま  
した農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページ  
をご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第1号受付番号32、この案件につきまして、何かご意  
見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。生前贈与の案件です、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号32を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4条許可を議題といたします。

まず議案第2号につきまして、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本該当地については、特に問題のないものと思われます。以上です。

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号1につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号1について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。転用後は、露天資材置場として、造園業者に貸付けされる案件となります。

また農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書4ページから6ページをご覧ください。こちらの農地は、農振農用地ではない、いわゆる白地の農地で、●●●●●●●と●●●●●●●がおおむね500メートル以内にあり、前の道路に水道管、下水道管がとおっておりますので、この農地は第3種農地に当たると事務局では判断しています。なお、農地法運用通知の抜粋を6ページの下にお付けしています。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページと3ページをご覧ください。3ページにつきましては、土地利用

(事務局)

計画図となっております。  
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号1の説明と報告が事務局からされました。この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1に許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5条許可を議題といたします。

まず議案第3号について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号2につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号2について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。譲受人は建設業を営んでおられ、転用後は自社の露天資材置場として使用されます。

また農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書8ページから10ページをご覧ください。

(事務局)

い。この案件は、1筆の土地の中に市街化の部分と調整区域の部分がある農地となっております。8ページの下のほうに書かれておりますとおり、市街化部分の面積が682平方メートルで73パーセントの割合を占めており、市街化調整区域部分の面積が247平方メートルで27パーセントの割合になります。市街化の農地は通常、報告案件なのですが一体で開発されるため、調整区域側の許可案件に合わせて許可案件として手続きをしていただくことになりました。調整区域側は第1種農地になると考えますが、10ページの農地法運用通知の抜粋にもありますとおり、一体で開発する場合、第1種農地の面積割合が3分の1以下であった場合には転用が可能と記載されております。なお、東側の農道は、転用後も使用されないようになっております。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページと5ページをご覧ください。5ページにつきましては、土地利用計画図となっております。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号2の案件につきまして、事務局から説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい。

(●●委員)

近隣の、住んではる人のはんこっていうか、あれはみんなもらったん。

(事務局)

同意ですかね。お隣のお家の方からもいただいております。

(●●委員)

南側の人もらってないとかいう話を聞いてるんやけども、ちょっと知ってる人なんで。聞いたら、●●さん側、北側の●●さんはオッケイでした。

(事務局)

そうですね、いただいておりますね。

- (●●委員) 南側は名前も知らんねんけども、二軒ありますね。
- (事務局) その同意いただくのが、農地を持つてはる方の隣接なので、●●さんのほうは農地があるんですけど、南側のところっていうのが住宅になってると思いますので、その同意書の添付っていうのは必要にならない。
- (●●委員) それがよくわからなかったんで、聞いただけです。
- (会長) よろしいですか。そのほかございませんか。そのほかご意見ご質問もないようでございます。
- それでは採決に入ります。議案第3号受付番号2を許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
- 全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。
- 続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定についてを議題といたします。
- これから審議していただく議案第4号受付番号47につきましては、●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条によりまして、退席のほうお願いをいたします。
- (●●委員 午後1時40分 退席)
- (会長) それではまず、議案第4号受付番号47について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。
- (●●委員) 議案第4号受付番号47の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
- 本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) 続きまして、議案第4号受付番号47について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議案第4号受付番号47について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書12ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号47の案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号47について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

(●●委員 午後1時41分 入室)

(会長) 続きまして、議案第4号受付番号49から受付番号69について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員) 議案第4号受付番号49から受付番号69の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) 続きまして、議案第4号受付番号49につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

受付番号49の説明に入る前に、受付番号48につきまして、申請の取り下げのほうがなされましたので、欠番とさせていただきますことをお伝えさせていただきます。

それでは、議案第4号受付番号49について、議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書14ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号49につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。再設定ですね。よろしいですか。特にご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号49について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号50から受付番号56は、借手が同じ方ですのでまとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号50について、議案書15ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号51について議案書15ページ下段をご覧ください。貸し手の詳細については16ページの別紙のほうをご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号52について議案書17ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号53について議案書17ページ下段をご覧ください。

(事務局)

続きまして、議案第4号受付番号54について議案書18ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号55について議案書18ページ下段をご覧ください。

最後に、議案第4号受付番号56について議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書20ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号50から受付番号56の7件について、ただ今、事務局から説明がございました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号50から受付番号56について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第4号受付番号57について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号57について、議案書21ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書22ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページ

(事務局)

ジをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号57について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号57について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号58から受付番号60は、借手の方が同じですのでまとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号58について、議案書23ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号59について議案書23ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号60について議案書24ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書25ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページと15ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号58から受付番号60、3件ですが、この3件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号58から受付番号60について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第4号受付番号61と受付番号62は、借りられる方が同じですので、これもまとめて審議をします。事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号61について、議案書26ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号62について議案書26ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書27ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号61と受付番号62につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号61と受付番号62について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長) 続きまして、議案第4号受付番号63につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局) 議案第4号受付番号63について、議案書28ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書29ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号63につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第4号受付番号63について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号64につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局) 議案第4号受付番号64について、議案書30ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書31ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号64につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号64について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号65について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号65について、議案書32ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書33ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の19ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号65につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号65について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号66につきまして、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号66について、議案書34ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書35ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の20ページ、21ページ、22ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号66につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号66について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号67につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号67について、議案書36ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書37ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の23ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号67につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号67について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号68と受付番号69は、借手が同じ方ですのでまとめて審議をします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号68について、議案書38ページ上段をご覧ください。

次に議案第4号受付番号69について、議案書38ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書39ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の24ページと25ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号68と受付番号69について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしゅうございますかね。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号68と受付番号69について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第5号に入ります。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題とします。



(事務局)

ジをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の先ほどと同じ26ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

審議案件、議案第5号受付番号9と受付番号10、及び報告第1号受付番号5について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。よろしゅうございますか。特にご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号9と受付番号10について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の予定をしておりました審議と報告につきましては、これで全て終わりたいと思います。

————— 午後2時00分 終了 —————